

北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第12条 略</p> <p>別表第1（予防給付型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型訪問サービス費（共生型訪問サービス費）</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注4～10 略</p> <p>ニ～ハ 略</p> <p>ト 介護職員等処遇改善加算 注 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>第1条～第12条 略</p> <p>別表第1（予防給付型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>予防給付型訪問サービス費（共生型訪問サービス費）</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。<u>ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4～10 略</p> <p>ニ～ハ 略</p> <p><u>ト～リ</u></p> <p>ヌ 介護職員等処遇改善加算 注<u>1</u> 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、</p>

新	旧
<p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>270</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>ロ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>287</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>249</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>ロ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>266</u>に相当する単位数</p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算 (III) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>207</u>に相当する単位数</p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>170</u>に相当する単位数</p>	<p>次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>245</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>224</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (III) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) <u>イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>145</u>に相当する単位数</p> <p><u>注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所(注2の加算を算定しているものを除く。)</u>が、利用者に対し、<u>指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>221</u>に相当する単位数</p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>208</u>に相当する単位数</p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>200</u>に相当する単位数</p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) イ</u> イからへまでにより算定した単位数の1,000分の<u>187</u>に相当する単位数</p>

新	旧
<p>別表第2（生活支援型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>生活支援型訪問サービス費</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1・2 略</p>	<p> <u>(5) 介護職員等処遇改善加算（V）(5) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の184に相当する単位数</u> <u>(6) 介護職員等処遇改善加算（V）(6) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数</u> <u>(7) 介護職員等処遇改善加算（V）(7) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数</u> <u>(8) 介護職員等処遇改善加算（V）(8) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の158に相当する単位数</u> <u>(9) 介護職員等処遇改善加算（V）(9) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の142に相当する単位数</u> <u>(10) 介護職員等処遇改善加算（V）(10) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の139に相当する単位数</u> <u>(11) 介護職員等処遇改善加算（V）(11) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の121に相当する単位数</u> <u>(12) 介護職員等処遇改善加算（V）(12) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数</u> <u>(13) 介護職員等処遇改善加算（V）(13) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数</u> <u>(14) 介護職員等処遇改善加算（V）(14) イからへまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u> <u>※区分支給限度基準額の算定対象外</u> </p> <p>別表第2（生活支援型訪問サービス事業費単位数表）</p> <p>生活支援型訪問サービス費</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>注1・2 略</p>

新	旧
<p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注4～8 略</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>270</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ロからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>287</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>249</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ロからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>266</u>に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>207</u>に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>170</u>に相当する単位数</p>	<p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。<u>ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4～8 略</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注<u>1</u> 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>245</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>224</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>145</u>に相当する単位数</p> <p>注2 <u>令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間</u>、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生</p>

新	旧
	<p><u>活支援型訪問サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)</u> <u>が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該</u> <u>基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u> <u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次</u> <u>に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の221に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の208に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の200に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の187に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の184に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の163に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の163に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の158に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからへまでにより算定し</u> <u>た単位数の1,000分の142に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからへまでにより算</u> <u>定した単位数の1,000分の139に相当する単位数</u></p> <p><u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからへまでにより算</u> <u>定した単位数の1,000分の121に相当する単位数</u></p> <p><u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからへまでにより算</u> <u>定した単位数の1,000分の118に相当する単位数</u></p>

新	旧
<p>別表第3（予防給付型通所サービス事業支給費単位数表）</p> <p>予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）</p> <p>イ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注4～9 略</p> <p>ロ～ル 略</p> <p>ヲ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所（<u>利用定員が19名以上である場</u></p>	<p><u>（13）介護職員等処遇改善加算（V）（13） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数</u></p> <p><u>（14）介護職員等処遇改善加算（V）（14） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u></p> <p><u>※区分支給限度基準額の算定対象外</u></p> <p>別表第3（予防給付型通所サービス事業支給費単位数表）</p> <p>予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）</p> <p>イ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。<u>ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4～9 略</p> <p>ロ～ル 略</p> <p>ヲ～カ</p> <p>ヨ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 <u>令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付</u></p>

新	旧
<p>合に限る)が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>111</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>ロ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>120</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>109</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>ロ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>118</u>に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算 (III) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>99</u>に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>83</u>に相当する単位数</p> <p>注2 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所(利用定員が19名未満である場合に限る。)が利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>117</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>ロ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>127</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単</p>	<p>型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>92</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (II) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>90</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (III) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>80</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>64</u>に相当する単位数</p> <p>注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所(注2の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>81</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単位数の1, 000分の<u>76</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) <u>イ</u> イからルまでにより算定した単</p>

新	旧
<p><u>数の1,000分の115に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ イからルまでにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数</u></p>	<p><u>位数の1,000分の79に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の56に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の69に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の54に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の45に相当する単位数</u></p> <p><u>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の53に相当する単位数</u></p> <p><u>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数</u></p> <p><u>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の44に相当する単位数</u></p> <p><u>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の1,000分の33に相当する単位数</u></p> <p><u>※区分支給限度基準額の算定対象外</u></p>
<p>別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)</p> <p>生活支援型通所サービス費</p>	<p>別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)</p> <p>生活支援型通所サービス費</p>

新	旧
<p>イ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注4・5 略</p> <p>ロ・ハ 略</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所（<u>利用定員が19名以上である場合に限る</u>）が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）<u>イ</u> イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>111</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ</u> イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>120</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）<u>イ</u> イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>109</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ</u> イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>118</u>に相当する単位数</p>	<p>イ 略</p> <p>注1・2 略</p> <p>注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。<u>ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>注4・5 略</p> <p>ロ・ハ 略</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算</p> <p>注1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>92</u>に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>90</u>に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>80</u>に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イからハまでにより算定した単位数の1,000分の<u>64</u>に相当する単位数</p>

新	旧
<p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数</u></p> <p>注2 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所(利用定員が19名未満である場合に限る。)が利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからハまでにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数</u></p>	<p>注2 <u>令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所(注2の加算を算定しているものを除く。)</u>が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p><u>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数</u></p> <p><u>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数</u></p> <p><u>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数</u></p> <p><u>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数</u></p> <p><u>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数</u></p> <p><u>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の56に相当する単位数</u></p> <p><u>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の69に相当する単位数</u></p> <p><u>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからハまでにより算定した</u></p>

新	旧
	<p><u>単位数の1,000分の54に相当する単位数</u></p> <p><u>(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の45に相当する単位数</u></p> <p><u>(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の53に相当する単位数</u></p> <p><u>(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数</u></p> <p><u>(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の44に相当する単位数</u></p> <p><u>(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の33に相当する単位数</u></p> <p><u>※区分支給限度基準額の算定対象外</u></p>